

前文

大阪市立自然史博物館は「自然史に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術の発展に寄与すること」(大阪市立自然史博物館条例 第2条)を目的として設立された。この目的を現在の社会的な要請のもとに、いかに実現させるべきか、という観点のもとに、博物館職員による検討を行い、平成17年「大阪市立自然史博物館のミッションと中期的目標」として公開してきたところである。そこには、自然史博物館を社会の中で重要な機関として機能発揮させるための様々な目標が書かれている。

こうした活動を行う上で、博物館は社会の中の存在であり、行政機関や利用者、学术界、地域、さらには子どもたちなど「未来の世代」といった様々なステークホルダーとの信頼や支援に基づいて活動していることを忘れてはいけない。博物館が社会から信頼され、理解されてはじめて支援を受け、重要視される存在となり得る。

自然史博物館には様々な側面がある。第一に公的機関として、法令遵守を求められる機関である。第二に研究者を擁し科学的な研究機関を行う機関として、その研究活動の公正性・透明性を求められる。第三に自然史資料を扱う機関として、資料収集の上での自然保護や生命倫理への配慮、そして未来へと資料を引き継ぐことを求められる。第四に様々な人々が集い、自然史科学と文化の普及教育を行う博物館として、教育的・文化的・社会的側面から配慮することが求められる。

世界の博物館は、社会からの信任を得るために、こうした様々な博物館の側面に理解を得るべく「ミッション(使命書)」と「行動規範」を策定してきた。博物館のミッション(使命)は博物館が目指す方向を示すものであり、一方で行動規範はどのようにその道を辿っていくか、その足取りの正当性を示すものである。両者は対となって博物館の理解を形成するためのツールと言える。

こうしたことから自然史博物館は、行動規範を新たに策定し、公開することとした。この行動規範は、日本博物館協会が制定した「博物館関係者の行動規範」を基礎としている。同規範が前提としている「博物館の原則」を同様に前提としており、国際博物館会議が定めた「イコム職業倫理規程」に準拠するものである。また、日本学術会議による「科学者の行動規範 改訂版」や「自然史系博物館のためのイコム博物館倫理規定」などは相互に補完する関連規定として参照して運用に当たるべきものである。また、ここに定められていないことや運用については館内の各種委員会で別に検討して解決に務めることとする。

この行動規範は、博物館の学芸課・総務課を含む全ての職員・外来研究員・関連業者スタッフ・アルバイト・ボランティアなど博物館と連携して事業を行うすべての人を対象としている。この行動規範を参照し、尊重して活動することで、自然史博物館の社会からの信頼をともに高めていきたい。

【参考】

「博物館の原則・博物館関係者の行動規範」<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/2012.7koudoukihan.pdf>

「イコム職業倫理規程」http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/Codes/japanese.pdf

(原文：<http://icom.museum/who-we-are/the-vision/code-of-ethics.html>)

「自然史系博物館のためのイコム博物館倫理規定」

http://www.mus-nh.city.osaka.jp/sakuma/icomnathist_codeofethics_jpn.pdf

(原文：http://icomnatistethics.files.wordpress.com/2013/09/nathcode_ethics_en2.pdf)

「科学者の行動規範 改訂版」<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

「大阪市立自然史博物館のミッションと中期目標・大阪市立自然史博物館の課題」

<http://www.mus-nh.city.osaka.jp/2about/foreword.html>

行動規範 1. 地域社会と自然史科学への貢献

自然史博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、自然史科学と文化の継承と創造のために活動し、大阪を中心とする地域社会に対して普及教育および学術的・社会的活動を通して貢献する。

行動規範 2. 組織

自然史博物館の館長は、自然史博物館の使命を達成し公益性を高めるよう、財源を確保し人的措置や施設の整備など博物館活動の基盤を構築する責任を負う。また、博物館にかかわる人と収蔵資料の安全確保の責務を有する。館長はそのための組織を編成する。

行動規範 3. 経営

自然史博物館に携わる者は、博物館の運営の透明性を確保し、公平と公正を原則としつつ、自然史博物館の使命達成のために最適かつ最大限の努力を行う。また、その評価に参画することで、継続的な改善に努める。

行動規範 4. 収集・保存

自然史博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、その収集と保存に取り組む。また、自然環境や文化財の保全に配慮し、博物館の定める収集方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。資料は保存と活用のバランスに配慮して公開に務める。

行動規範 5. 生命と文化への敬意

自然史博物館に携わる者は、資料にかかわる多面的な価値を尊重し、生命や歴史への敬意をもって資料を扱い、これを維持する。また、資料や自然史科学に関係する人々の多様な価値観や権利に配慮して活動する。

行動規範 6. 調査研究

自然史博物館に携わる者は、博物館の方針および「科学者の行動規範」に基づき、専門領域および博物館に関する諸領域の調査研究を行い、その成果を活動に反映するとともに、積極的に公表して学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範 7. 展示・教育普及

自然史博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報、知見を市民の共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会をとらえて地域、そして広く社会の人々とわかちあう。

行動規範 8. 研鑽

自然史博物館に携わる者は、教育・研修などの機会を通じて専門的な知識や能力、技術の維持向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った能力、技術を他の関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めるよう努める。

行動規範 9. 対話への責任

自然史博物館に携わる者は、博物館の運営に関する決定やその背景について、利用者や博物館活動に参画する人々、社会に対して開示し、説明し、対話をするよう努める。

行動規範 10. 自律

自然史博物館に携わる者は、この行動規範に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、国際博物館会議の倫理規程の原則や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。未知の事態についても自らの原則と規範に照らして真摯に検討し、関係者とともに解決を図る。